

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年5月29日（令和6年（行個）諮問第83号）

答申日：令和7年5月28日（令和7年度（行個）答申第11号）

事件名：本人に係る労働局長の助言・指導処理票及び労働相談票の一部開示
決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる2文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、栃木労働局長（以下「処分庁」という。）が、令和6年1月18日付け栃労発総0118第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

労働局受付では、開示すると言ったのに、第三者の開示できないと言われた。

これが無いと裁判に勝てないと弁護士に言われました。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和5年11月20日付け（同月22日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に係る保有個人情報の開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年3月7日付け（同月11日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示となる根拠条項として法７８条１項３号イ及び７号柱書きを追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

３ 理由

（１）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記載された行政文書は、別紙の２に掲げる２文書である。

（２）不開示情報該当性について

ア 法７８条１項２号該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の①及び文書番号２の③の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の連絡先である氏名、職名、電話番号などが記載されており、当該部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法７８条１項２号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法７８条１項３号イ及びロ該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の②及び文書番号２の④の不開示部分には、特定法人の主張内容等が含まれている。これらの情報は、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であることから、法７８条１項３号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

ウ 法７８条１項７号柱書き該当性について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の②及び文書番号２の④の不開示部分には、特定法人の主張内容等の情報が含まれている。これらの情報は、開示することにより、法人等の関係者が労働局に対し事実を述べることや関係資料を提出することなどについて非協力的となるなど、個別労働紛争解決制度の助言・指導の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

（３）新たに開示する部分について

文書番号２の③及び④の不開示部分のうち、別表の４欄に掲げる部分を除く部分については、法７８条１項各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

（４）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「４ 審査請求の趣旨及び理由」（上記第２の２）において、「労働局の受付では、開示すると言ったから」などと開示を求める理由を述べているが、法に基づく開示請求については、法７８条１項各号に基づいて開示、不開示を判断するものであり、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性については、上記（２）で述べたとおりであるから、その主張は、本件対象保有個人情報の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

４ 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち、上記３（３）に掲げる情報を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和６年５月２９日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年６月１３日 審議
- ④ 令和７年４月２１日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年５月２１日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法７８条１項２号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示するとし、その余の部分（別表の４欄に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）については、不開示理由に法７８条１項３号イ及び７号柱書きを追加した上で、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（１）法７８条１項２号該当性

通番１及び通番３の不開示部分には、本件労働相談の処理に対応した特定法人側職員の氏名、職名等が記載されている。

当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、審査請求人が知り得るものとは認められ

ないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法 7 9 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法 7 8 条 1 項 2 号に該当し、不開示とすることは妥当である。

(2) 法 7 8 条 1 項 3 号イ及び 7 号柱書き該当性

通番 2 及び通番 4 の不開示部分には、特定法人から聴取した内容等が具体的に記載されていることが認められる。

労働局が行う個別労働紛争解決制度は、関係者の協力を得ながら紛争解決を促すものであることから、当該部分を開示すれば、労働局に対し事実を述べることや関係資料を提出することなどについて法人等の関係者が非協力的となるなど、個別労働紛争解決制度における助言・指導の実施に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当し、同項 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 7 8 条 1 項 2 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同項 2 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので、同項 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別 紙

1 本件開示請求の対象とされた保有個人情報

「私が5年特定月A末から特定月B頃に、特定労働基準監督署にて相談した時に、相手側（特定法人）に連絡して確認した給料特定万と解雇と言った時の開示が必須です。雇用環境・均等室の口頭助言制度を利用した関係書類一切」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報

以下の文書に記録された審査請求人を本人する保有個人情報

- （1）労働局長の助言・指導処理票
- （2）労働相談票

別 表

1 文書 番号	2 対象文書名	3 頁数	4 不開示維持部分	5 法78条 1項各号 該当性	6 通 番
1	労働局長の 助言・指導 処理票	1 ない し 3	① 3頁「年・月・日」欄が「令和05年07月10日」のうち上段の「処理経過」欄1行目11文字目ないし17文字目、8行目8文字目ないし14文字目、「年・月・日」欄が「令和05年07月10日」のうち下段の「処理経過」欄2行目1文字目ないし8文字目	2号	1
			② 3頁「年・月・日」欄が「令和05年07月10日」のうち上段の「処理経過」欄8行目19文字目ないし10行目最終文字、11行目34文字目ないし13行目最終文字	3号イ及び7号柱書き	2
2	労働相談票	4 ない し 11	③ 10頁「氏名」欄、「性別」欄、「氏名を明らかにすること」欄の上部記載部分、「事業場名」欄、「相談者との関係」欄	2号	3
			④ 10頁「受付年月日」欄、「相談方法」欄、「所在地」欄、左部に「1」、「2」、「3」と記載された行の「所掌分類」欄及び「相談の内容」欄、左部に「1」、「3」と記載された行の「相談の区分」欄、「個別労働関係紛争有無」欄、「＜相談の内容＞」欄、11頁最上段記載部分	3号イ及び7号柱書き	4

(注) 諮問庁が作成した理由説明書の別表を基に、審査会事務局において作成。